



市政情報

空き家バンク制度

空き家バンクとは、空き家の売却・賃貸を希望する所有者に空き家を登録してもらい、空き家の購入・賃貸を希望する人とのマッチングを行う制度です。

空き家の利用を希望する人

登録されている空き家から利用を希望する空き家を選び、利用申込みをしてください。

空き家の売却や賃貸を希望する人

登録申請後、現地調査を行い、登録基準を満たした物件について、市HP等で情報発信を行います。

※空き家の登録は無料です。

※交渉、契約などは、協定締結団体の業者が行います。

申・問住宅建築課

☎21-1464 ☎24-8857



市HP

快適で住みよい住宅耐震診断・改修補助金交付制度

地震による既存木造住宅の倒壊等での生命・身体・財産の被害を最小限にするため、既存木造住宅の耐震診断と耐震改修に必要な費用の一部を補助します。

補助金交付基準

	対象建築物	補助率	限度額
耐震診断	次の全てに該当するもの ①既存の木造一戸建て住宅(兼用住宅の場合は、住宅以外の部分の床面積が延べ面積の1/2未満であるもの) ②昭和56年5月31日以前に着工されたもの ③階数が2階以下のもの(地階を除いた階数) ④申請者が所有しているもの	1/2	5万円
耐震改修	上記①～④の全てに該当し、かつ耐震診断の結果、安全性の「総合評価1.0未満」のもの	23/100	20万円

申交付申請書に必要書類を添付し、住宅建築課に提出してください。補助金の交付が決定した後に、耐震診断・耐震改修に着手することが補助要件となります(既に着手されているものは対象外です)。

なお、申請手続きを第三者に委任することもできます。

※予算の範囲内で補助をしますので、年度の途中でも受付を終了する場合があります。

問住宅建築課 ☎21-1464 ☎24-8857



市HP

空き家利活用補助金交付制度

市内の空き家を利用する人や空き家を提供する人に対して、補助金を交付します。

対象者

- ・空き家利用者(対象となる空き家に5年以上居住する意思のある人)
- ・空き家所有者(空き家利用者に空き家を売却又は賃貸する人)

対象物件

- ・市内にある空き家(おおむね1年以上居住その他の使用がされていないと市長が認めるもの)で売買又は賃貸借するもの
- ・昭和56年6月1日時点の耐震基準を満たすもの

対象事業

- ・空き家利用者による、空き家の購入
- ・空き家利用者又は空き家所有者が発注する空き家のリフォーム工事

補助金額

対象事業	対象者	補助金の額	補助金限度額	
			基準額	加算額
空き家の購入	空き家利用者	対象事業に要する費用の1/2以内の額	25万円	子育て世帯 5万円 三世代同居・近居 5万円 市内事業所勤務者 5万円 市外からの転入者 5万円
				子育て世帯 5万円 三世代同居・近居 5万円 市内事業所勤務者 5万円 市内業者施工 5万円 市外からの転入者 5万円
空き家のリフォーム工事	空き家所有者		20万円	市内業者施工 5万円

※年度途中で申請が予算額に達した場合は受付を終了することがあります。

申・問交付申請書に必要書類を添付し、住宅建築課へ。

☎21-1464 ☎24-8857



市HP

広告募集中

広報ひがしまつやまに企業や団体の広告を掲載しませんか？



市HP

都市計画に関する公聴会等の開催

県及び市が都市計画の変更案を作成するにあたり、住民の皆さんからご意見をいただくため、公聴会等を開催します。

内容		東松山都市計画用途地域、東松山都市計画防火地域及び準防火地域、東松山都市計画土地区画整理事業		東松山都市計画区域区分	仲田町地区地区計画
閲覧・縦覧	期間	8月18日(火)～9月1日(火) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)			8月19日(水)～9月1日(火) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)
	場所	市都市計画課、市HP	県都市計画課、東松山県土整備事務所、市都市計画課、滑川町建設課、吉見町まち整備課、嵐山町まちづくり整備課、県都市計画課HP、市HP		市都市計画課、市HP
公聴会	日時	9月15日(火)午前10時から	9月15日(火)午後2時30分から		
	場所	総合会館4階多目的ホールA			
	傍聴	希望する人は9月9日(水)以降に市都市計画課にお問い合わせください。			
	注意事項	・公述希望者が多い場合は、公述人を選定することがあります。 ・公述人一人あたりの公述時間は、おおむね10分以内となります。 ・申し出がない場合は、公聴会は中止となります。			
公述(公聴会で意見を述べること)の申し出、意見書の提出	対象	東松山市に住所を有する個人及び法人	東松山市、滑川町、吉見町及び嵐山町に住所を有する個人及び法人		当該地内の土地所有者及び利害関係人
	申し出、提出方法	閲覧場所にある公述申出書に必要事項を記入の上、直接又は郵送 ※東松山都市計画区域区分については県電子申請届出サービスによる提出もできます。詳細は県都市計画課HPをご確認ください。			縦覧場所にある意見書に必要事項を記入の上、直接又は郵送
	期限	9月1日(火)午後5時15分(必着)			9月8日(火)午後5時15分(必着)
問合せ 郵送先		市都市計画課 ☎21-1425 ☎24-8857 〒355-8601 松葉町1-1-58	 市HP	県都市計画課 ☎048-830-5341 〒330-9301 ※所在地記入不要 又は市都市計画課	市都市計画課 ☎21-1425 ☎24-8857 〒355-8601 松葉町1-1-58

男女共同参画情報 ミニほっとらいん

心のモヤモヤ、話してみませんか

～女性相談員より～

自分自身のこと、家族や職場の人間関係、パートナーからの暴力(DV)など「どうしたらよいかわからない」「なかなか人に話せない」と悩んでいますか。思いもよらないことが起きたとき、気になっていることがあるときは、ささいなことでもお気軽にご相談ください。秘密は厳守します。匿名での相談も可能です。女性相談員と一緒に考えていきましょう。

☎毎月第2月曜日午前10時～午後3時
第3火曜日午後1時～5時
第4金曜日午前10時～午後3時
※相談方法は、電話又は面談で、事前予約制です。
※相談日が祝日等の場合は、変更となります。
※女性相談の日程は、27ページに掲載しています。
☎各日4人(1人当たり40分・申込順)
申・問人権市民相談課 ☎21-1416 ☎25-0160

広告募集中

広報ひがしまつやまに企業や団体の広告を掲載しませんか？



市HP